別表1 果樹輸出産地強化支援事業補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業名	事業実施主体	対 象 経 費	補助率(補助上限額)	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
果樹輸出産地強化支援事業	改革計画」を策定 済みまたは事業	・植栽費(伐採、抜根及び整地、植え付け、育苗に直接必要な経費)	1/2以内 (補助額 100 万円 以内)	ごとに事業費の 30%を超える減 少	 事業実施主体の変更 事業の中止又は廃止
		(2) 高品質果実の生産・省力化に資するスマート農業技術の 導入 ・資機材費(マイクロスプリンクラー(かん水の目的を除 く)、気象観測装置、防除用ドローン、除草ロボット 等) ・設備設置費(マイクロスプリンクラー、気象観測装置等の 設置に直接必要な経費)	(補助額 200 万円		
		(3)果実品質の向上・生産量確保に資する機械・資材の導入 ・資機材費(液肥混入機と一体的なマルドリ栽培システム の導入、防風ネット(4面含む)、農薬ドリフト防止ネッ ト、採葯機、開葯機 等) ・設備設置費(液肥混入機と一体的なマルドリシステム、防	(補助額 100 万円		

風ネット、農薬ドリフト防止ネット等の設置に直接必要 な経費)		
(4) 省力樹形の導入による労働生産性の高いモデル園地の 実証(根域制限栽培、根圏制御栽培、双幹形仕立て栽培 の園地実証等) ・ほ場整備費(整地、土壌土層改良、排水路の整備に直接必 要な経費 等) ・植栽費(伐採、抜根及び植え付けに直接必要な経費) ・資機材費(かん水設備の導入及び(1)~(3)の資機材 費に挙げる経費) ・設備設置費((1)~(3)の設備設置費に挙げる経費) ・委託費(整地、土壌土層改良、排水路の整備、伐採、抜根、 植え付け、育苗作業の委託経費)		
(5)産地の苗木供給体制モデルの実証(育苗施設における多年生苗の効率的な育成技術の実証等) ・施設整備費(育苗施設の整備に直接必要な経費) ・資機材費(かん水設備の導入及び(1)~(2)の資機材費に挙げる経費) ・設備設置費((1)~(2)の設備設置費に挙げる経費) ・委託費(整地、土壌土層改良、排水路の整備、育苗作業の委託経費)	1/2以内 (補助額300万円 以内)	
(6)産地の集荷・流通体制強化に資する機械・資材の導入・資機材費(予冷庫、断熱材、鮮度保持資材等)・設備設置費(予冷庫等の設置に直接必要な経費)・施設整備費(予冷庫等の整備に直接必要な経費)	1/2以内 (補助額 200 万円 以内)	

- ※(1)~(6)の各メニューの下限事業費は5万円(税抜)とする。
- ※(3)~(6)の取組は実証及び体制強化に必要なかかり増し経費のみを対象とする
- ※事業費の削減を図るため、見積り合わせを行うこと(該当する設備及び資材が1社しか扱っていない場合を除き、複数社から見積りを取得すること。)。
- ※植栽費及び設備設置費のうち人件費は第三者が発行する書類で確認できる場合のみ対象とし、自己施行は対象外とする。
- ※中古機器の導入の場合、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上であること。
- ※既存設備の更新(機能向上が図られるものを除く。)は補助対象外とする。
- ※(1)の取組で対象となる品種は「果樹産地構造改革計画」において振興品種として位置づけられた品種とする。